

中央材料室滅菌業務委託 仕様書

1. 業務委託名称

中央材料室滅菌業務委託

2. 業務履行場所

市立貝塚病院 中央材料室内

3. 委託業務項目

- (1) 手術室で使用される器材及び衛生材料等の洗浄滅菌消毒及び供給業務
- (2) 病棟・外来で使用される器材及び衛生材料等の洗浄滅菌消毒及び供給業務
- (3) 中央材料室内の環境整備業務
- (4) 中央材料室設備の保守管理業務

4. 業務日及び業務時間

月曜日～金曜日（祝祭日は除く） 8時30分から18時30分

休日が3日以上連続する場合は、協議のうえ業務を行うものとする。

5. 業務基準

- (1) 再生滅菌物の適切な品質管理を行うこと。
 - 1) 再生滅菌物の素材や形状、種類に合わせた適切な処理方法を選択すること。
 - 2) 再生滅菌物の滅菌期限の管理を徹底すること。
 - 3) 滅菌装置・機器の点検を適宜行い、常に使用可能な状態に保つこと。
- (2) 診療に支障のないように滅菌器材を提供すること。
 - 1) 洗浄後に器材の破損、磨耗の有無等を確認し、常に使用可能な状態に保つこと。
 - 2) 手術室等で使用されるセット器材等を正確に組み立てること。
- (3) 安全性を確保すること。
 - 1) 適切な洗浄・消毒・滅菌を行い、清潔かつ安全な滅菌器材を提供すること。
 - 2) 回収した使用済み器材の処理を行う際に、周辺環境汚染・作業者への危険性を排除すること。
 - 3) 感染の発生源にならないこと。万一発生した場合は、その経路を特定し再発を防止すること。
 - 4) 滅菌工程において、不具合が生じた場合は速やかに病院に報告し、必要に応じてリコールを実施すること。

- 5) 委託者と受託者の間で意思疎通を図り、業務の円滑な遂行を図ること。
- (4) 滅菌消毒管理基準並びに標準作業書を作成し、これに従って日常の業務を実施する。

6. 業務内容

- (1) 洗浄
- (2) 組み立て
- (3) 滅菌前器材点検
- (4) 包装
- (5) 器材滅菌
- (6) 供給
- (7) 定数・予備器材在庫管理
- (8) セット器械のリスト管理
- (9) 衛生材料作成
- (10) 滅菌環境管理
- (11) 中央材料室設備の保守業務

7. 費用負担

費用項目	委託者	受託者
労務費（福利厚生費、教育研修費、保健衛生費、交通費）		○
被服費（受託者のユニフォーム等）	○	
備品等（事務関連備品、ロッカー等）	○	
光熱水道費（水道費、電気料、ガス料金等）	○	
受託者の業務遂行上必要な諸帳票類		○
受託者の業務遂行上必要な消耗備品費		○
備品の修繕費（受託者の過失によるもの）		○
院内搬送台車・滅菌コンテナ	○	
器材棚・作業台	○	
材料費（滅菌バック・インジケータ等）	○	
消耗備品費（滅菌消毒で使用する洗浄剤、消毒剤等）	○	
滅菌消毒設備・備品の保守・修繕経費（部品費含む）	○	
備品費（鋼製小物等）	○	

8. 業務従事者

(1) 受託責任者の設置及び職務

- 1) 受託業務を円滑に遂行するため、業務従事者の中から業務の総括的な責任を有する者を受託責任者として選任し、次の職務を行うこと。
 - ① 病院との連絡調整
 - ② 業務従事者に対する指導、教育
 - ③ 業務従事者の作業指揮、監督
 - ④ その他業務従事者の作業管理全般
- 2) 受託責任者として次の資格を有する者を配置すること。
 - ① 日本医療機器学会が認定する滅菌技士又は日本滅菌業協議会が認定する滅菌管理士

9. 受託者の責務

(1) 一般的注意事項

受託者は、業務を遂行するに当たり、病院が公的医療機関として適切な医療サービスを提供するものであることを十分認識し、病院業務に従事する職員としての自覚を持つこと。

(2) 関係法令遵守

受託者は、業務を遂行するに当たっては、医療法及び医療法施行令等関係諸法令並びに厚生労働省その他関連省庁の取り決める関連法規及び通知等を遵守すること。

(3) 業務遂行体制の確立

受託者は、業務の円滑な遂行のための体制を整えるとともに、作業手順を記した作業マニュアル等を作成し、それらを遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間が終了した後においても同様とする。なお、受託者は、研修等を通じて業務従事者に対して、プライバシーの保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報の保護に万全を期すること。

(5) 要望等の調整業務

受託者は、受託業務の履行にあたり、病棟・外来・手術室から要望、相談等があつた場合には、病院と協議のうえ、これらの調整を行うものとする。

(6) 業務期間中の服装等

受託者は、業務従事者に業務遂行に適切な服装及び名札を着用させなければならない。

(7) 業務環境の整備

受託者は、業務に係る環境を常に清潔な状態に保つよう努めること。

(8) 業務従事者への指導教育

受託者は、業務の実施に先立って業務従事者に対し、業務処理に必要な教育訓練を実施し、病院の管理運営に支障を来たさないよう万全を期すこと。

(9) 業務日誌等の提出

受託者は、日々の業務終了後に業務日誌（日報）を作成し、病院の要請に応じて提出すること。

(10) 事故の防止

受託者は、委託業務の遂行に必要な安全管理と事故防止に努めること。また、委託業務の実施にあたり、機器器具等の日常点検を行い、取り扱いにあたっては十分注意のうえ操作し、事故を未然に防止しなければならない。

(11) 事故等の報告

受託者及び業務従事者は、委託業務の実施において建物・設備等の破損、異常等を認めた場合は、直ちに病院に報告しなければならない。また、事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講ずるとともに病院に報告しなければならない。

(12) 損害賠償責任

受託者は、その責に帰すべき事由により委託業務の実施に関し、病院又は第三者に損害を与えた時はこれを賠償しなければならない。また、受託者は賠償責任保険等に加入しておくこと。

(13) 院内各委員会等への参加

受託者は、病院が院内に設置する委員会等に、業務の関連上又は要請があれば、院内各委員会等に参加すること。

(14) 健康診断等

受託者は、労働安全衛生法の規程に基づき、業務従事者の健康診断を実施し、必要な予防接種を行い、健康管理に留意すること。その費用は受託者の負担とする。また、感染症疾患に罹患した業務従事者を業務に従事させてはならない。

10. 設備機器

機器名	台数
ウォッシャーディスインフェクター	2台
卓上型超音波洗浄機	1台
減圧沸騰式洗浄機	1台
高温乾燥槽	1台
チューブ乾燥機	1台
高圧蒸気滅菌機	2台

機器名	台数
過酸化水素低温プラズマ滅菌機（100S）	1台
過酸化水素低温プラズマ滅菌機（NX）	1台
生物学的インジゲータ培養器（高圧蒸気滅菌機用）	1台
生物学的インジゲータ培養器（過酸化水素滅菌用）	1台
ヒートシーラー	4台
エアガン	1台

11. その他

- (1) 業務従事者の勤務表については、1月単位で1週間前までに提出すること。
- (2) 業務従事者は、市立貝塚病院の根幹にある滅菌業務に携わっているという自覚を持つこと。
- (3) 業務終了後は、設備機器、照明、空調機器等の電源を切り、出入口の施錠を行つたうえ、鍵を決められた場所に引継ぐこと。
- (4) 付随する業務に対しては、委託者と定期的に会議をもってその場で協議し対応する。
- (5) 受託者は、業務従事者の異動の際には作業マニュアルをもとに引継ぎを確実に行い、滅菌業務に支障のないようにすること。また、業務マニュアルの写しを委託者に提出すること。
- (6) 受託者は、契約の解除又は契約期間満了後に、委託者が他の事業者と契約を締結することとなった場合、本業務に支障なく本仕様書のとおり遂行するために、他の事業者と十分な業務の引き継ぎを行うこと。
- (7) この仕様書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。